岩手県における産業廃棄物の適正処理と排出抑制施策について

岩手県　環境生活部 資源循環推進課

1　はじめに

本県では、平成11年度に発覚し、かつて国内最大級の産業廃棄物不法投棄事件と言われていた青森・岩手県境不法投棄（約150万ｔ、うち岩手県分約35万ｔ）の教訓に加え、産業廃棄物の排出抑制と再生利用の推進をはじめとした循環型社会の形成に向けて、平成14年度に『循環型地域社会の形成に関する条例』（以下「条例」という。）ほか2条例を制定し、産業廃棄物の適正処理と排出抑制施策を総合的に展開することにしました。

この条例の施行から10年以上が経過していますが、この条例の運用や各種施策の状況と今後の課題について報告します。

○循環型地域社会の形成に関する条例（総合的産業廃棄物対策の基本姿勢と具体的制度）
【項目】
- 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則（県外産業廃棄物の搬入事前協議義務等）
- 再生利用の促進（再生資源利用認定製品制度）
- 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理業者育成センター（格付け、保証金））
- 許可取り消し等の基準の明確化
- 廃棄物等の適正処理の推進（廃棄物等の適正保管等、建設資材廃棄物の適正処理）
- 原状回復の確保等（排出事業者等の責務等、不適正処理関与者の責務等）
- 適正な廃棄物処理施設等の設置等（廃棄物処理施設等の設置等事前協議など）

○県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（産業廃棄物の自県（圏）内処理原則の推進のための具体的制度、環境保全協力金制度）

○岩手県産業廃棄物税条例（経済的手法による産業廃棄物の減量化・リサイクル推進のための具体的制度）

2　本県の産業廃棄物の適正処理の仕組みと状況について

（1）廃棄物等の適正処理を確保する仕組み及び施策について

本県では、廃棄物処理法の遵守はもとより、廃棄物処理法を補完する観点から、主に次の事項を条例で規定し、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して指導を重ねてきました。

また、毎年、排出事業者、産業廃棄物処理業者を対象として、県内10箇所で産業廃棄物排出事業者等説明会を開催し、廃棄物処理法及び条例の概要の説明とともに、指導事例を題材として、ケーススタディを用いた研修も行っています。加えて、県内9箇所に11人の産業廃棄物適正処理指導員（産廃Gメン）を配置し、産業廃棄物処理業者に対する立入検査、排出事業者への指導、不法投棄パトロールなどの監視活動を実施しています。

こうした成果もあって、県が文書指導をした不適正処理件数は、平成25年度は100件となり、平成21年度（190件）をピークに減少傾向となっています。しかし、平成26年度には、県が行政代執行に及んだ事案や産業廃棄物処理事業者が行った不適正処理事案への行政処分事案も散見されていることから、不適正処理の未然防止、監視体制の強化と排出事業者及び産業廃棄物処理業者への指導を徹底していくこととしています。

項　目	制　度	概　　要
産業廃棄物の適正処理を担保する仕組み	自県（圏）内処理の原則	・「地域で発生した産業廃棄物は、その地域で循環的に処理をする」理念を設定。 ・県外産業廃棄物の事前協議制度を設け、県外において生じた産業廃棄物の秩序ある搬入を規定。
	廃棄物等の適正保管	・廃棄物に加え、圧縮固形燃料などの生産活動により発生した副産物も適正保管の対象とした。 ・廃棄物処理法に基づく指導及び命令に加え、廃棄物等の保管等若しくは放置している者への指導及び調査命令の規定を設定。また、生活環境の保全上支障がある場合には、必要な措置を講ずるよう命令。
	屋外産業廃棄物の保管記録義務	産業廃棄物の最大保管量の見込量の把握・記録を義務付け。更に、最大保管量が一定規模以上の場合には、屋外保管の産業廃棄物に関する事項の記録と保存を義務付け。
	準多量排出事業者への指導	排出量が500ｔ以上1,000ｔ未満の事業場を設置している事業者を『準多量排出事業者』とし、排出抑制等に係る産業廃棄物処理計画の策定と実績報告を義務付け。
原状回復の確保等に向けた仕組み	排出事業者等の責務	排出事業者の責任において、廃棄物の適正処理の状況を把握するなどの以下の事項を義務付け。 ・排出事業者等が産業廃棄物の運搬又は処分を委託する際に、適正処理能力の確認と記録 ・産業廃棄物の処分を委託した場合には、1年に1回以上の実地確認と記録
	産業廃棄物管理責任者の配置	建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業、水道業を対象に設置を義務付け。

（2）優良な産業廃棄物処理業者の育成の仕組み

産業廃棄物の適正処理のためには、優良な産業廃棄物処理業者の育成が有効であることから、産業廃棄物処理業者育成センター（一般社団法人岩手県産業廃棄物協会）において、経営マネジメント、施設・設備機能などの項目を評価し、産業廃棄物処理業者の格付けを実施しています。加えて、産業廃棄物処理業者の社会的信用の向上と事故等の緊急対策の財源の確保のため、保証金制度も導入しています。

平成26年6月時点で格付け事業者は101事業者、保証金預託事業者は95事業者となっており、県内の産業廃棄物処理業者の優良化が着々と進められていますが、環境省の「優良産業廃棄物処理業者物処理業者認定制度」に基づく事業者は少なく、更なる優良化の推進が必要となっています。

3　本県の産業廃棄物の排出抑制施策の状況について

（1）産業廃棄物の排出状況について

産業廃棄物の排出状況は、東日本大震災を契機として、復興需要の増大や地域経済の持ち直しなどにより、平成23年度から増加に転じています。しかし、平成24年度における産業廃棄物の再生利用率は63%、最終処分率は3.4%となっており。排出量は増加傾向にあるものの、再生利用率、最終処分率を堅持しており、再生利用が図られています。

（2）県の産業廃棄物排出抑制施策について

産業廃棄物税などを財源に、廃棄物の発生抑制に向けた事業を実施しており、産業廃棄物の排出抑制等に先駆的に取り組む事業者に対する支援（産業・地域ゼロエミッション推進事業）は、11年間（平成15年度～平成25年度）で、79事業者に対して533百万円を支援しています。

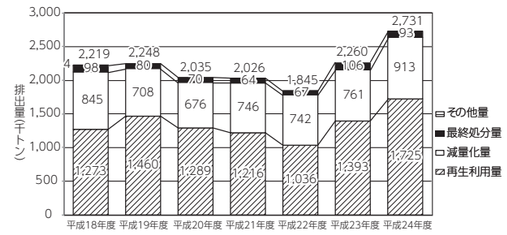


図　産業廃棄物排出量の動向

加えて、平成25年度には、廃棄物の排出抑制と再生利用を促進すべく、本県独自の3R推進キャラクター「エコロル」を製作し、県民に対して広く普及啓発を行っています。



3R推進キャラクター『エコロル』

4　産業廃棄物の処理体制の構築について

産業廃棄物の適正処理と排出抑制対策に加え、県内の産業廃棄物の処理体制の構築も重要な課題となっています。県では、平成5年度に全国初の「廃棄物処理センター」としていわてクリーンセンターを創設し、平成7年9月から公共関与型の管理型産業廃棄物最終処分場を供用してきましたが、災害廃棄物の受入れなどにより残余容量が減少し、平成33年度には埋立完了が見込まれています。このことから、次期最終処分場の整備に向け、平成26年度末までに整備候補地を決定すべく、取組を進めています。

5　むすび

これまでの施策により一定の成果が挙がっているものの、依然として産業廃棄物の不適正処理事案が発生していることに加え、東日本大震災からの復興などの新たな課題に直面しています。これらを乗り越え、本格復興と「環境王国いわて」の実現のため、引き続き廃棄物施策を推進していくこととしています。